

食事療養費について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っております。食事は医療の一環として提供されるべきものです。

管理栄養士の管理により、患者さまの年齢、病状によって適切な栄養及び内容の食事を適時（朝食 午前8時、昼食 正午12時、夕食 午後6時）適温で提供しています。

一般 (70歳未満)	高齢者 (70歳以上)	標準負担額（一食あたり）	
一般 下記以外	一般 下記以外	510 円	
		● 指定難病患者等 ● 精神病床入院患者（※1）	280 円
低所得者 住民税非課税	低所得者 Ⅱ	入院期間 90 日以内	240 円
		入院期間 91 日目以降	190 円
—	低所得者 Ⅰ	110 円	